

大分県報

平成二十八年
第二七五六号
二月二十三日

（火曜日）

目次

告示

県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………一

道路区域の決定……………一

道路区域の変更……………一

教育委員会告示

県指定有形文化財の指定……………二

県指定史跡の指定……………二

県指定史跡の追加指定……………三

県選定保存技術の選定……………三

労働委員会告示

大分県労働委員会あつせん員候補者……………三

警察本部訓令

駐在所報償金支給規程の一部改正……………四

公告

県営土地改良事業の工事の完了……………六

○告示

大分県告示第九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、大分市大字松岡五千八百二十八番地の安部哲夫ほか十九名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

に知事に対し異議の申立てをすることができる。

平成二十八年二月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営農村地域防災減災事業

大久保溜池地区

平二八・二・二三から平二八・三・一四まで

大分市役所

大分県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備

え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名

区間

敷地の幅員

延長

県道龍原挾ら

メートル

メートル

間線

四〇・〇

一、〇二五・八

大分県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備

え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

備考

県道庄内久住線 由布市庄内町五ヶ瀬字下ノ園一五三番一地先から 由布市庄内町五ヶ瀬字赤仁田一八七八番一三まで		
後	前	
B	B	A
九九・〇 〽二二・〇	九九・〇 〽二二・〇	九〇・〇 〽五・五
一、六六五・〇	一、六六五・〇	二、五五二・二
上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。		

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第一号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定有形文化財に指定する。

平成二十八年二月二十三日

大分県教育委員会

種別	名称	員数	時代	所在の場所	所有者
建造物	日出城隅櫓（鬼門櫓）	一棟	江戸時代後期	速見郡日出町字二ノ丸二六〇二番一	日出町
彫刻	木造釈迦如来坐像	一躯	鎌倉時代末期 南北朝時代（十四世紀前半）	大分市大字松岡五七四三番地	長興寺
考古資料	猪野遺跡出土銅矛	一口	弥生時代中期末 後期初頭（紀元前後）	大分市大字国分九六〇番地一	大分市
	佐知遺跡十七号遺構出土品	四六点	鎌倉時代（十三世紀）	大分市大字中判田字ビワノ門一九七七	大分県

龍頭遺跡出土編袋	四点	縄文時代後期前葉	大分市大字中判田字ビワノ門一九七七	大分県
----------	----	----------	-------------------	-----

大分県教育委員会告示第二号
大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第三十五条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定史跡に指定する。
平成二十八年二月二十三日

大分県教育委員会

区分	名称	特記事項	所在地	所有者
史跡	杵築城跡（藩主御殿跡）	十七世紀に杵築城の北麓に造られた藩主御殿跡	杵築市大字杵築字本丸一番、一番一、一番二、一番三、一番四、一番五、二番一、二番二、二番三、字ツルノ二八二番、三番一、三番二、字ムマヤ四番二、四番四、四番七、四番八、字多門六番三、六番四、六番五、六番七	杵築市 杵築神社 養徳寺
	永山城跡	十七世紀初頭に築城された城跡	日田市丸山二丁目一番、二番一、二番二、六番、七番一の一部（次の図に示す部分に限る。）及びこれらの地域内に介在する里道	日田市 月隈神社
	六郷山夷岩屋の寺社境内	六郷山寺院の一つの「夷岩屋」の中核的な坊が平安時代末期から寺院化したもの	豊後高田市夷字中川原一〇一五番、一〇二七番、一〇二八番、一〇二九番、字宮ノ本一〇三〇番、字影平二三四六番一、二三五四番一、二三五七番一、二三五九番一	靈仙寺 六所神社 實相院 内田秀夫

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県教育庁文化課及び日田市教育委員会文化財保護課に備え置いて縦覧に供する。）

大分県教育委員会告示第三号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第三十五条第一項の規定により、次に掲げる所在地を県指定史跡実相寺古墳群（平成二十五年大分県教育委員会告示第四号）の所在地に追加して指定する。

平成二十八年二月二十三日

大分県教育委員会

区分	名称	特記事項	所在地	所有者
史跡	実相寺古墳群	古墳時代の円墳（二基）、方墳（一基）	別府市大字北石垣字天神畑一五三二番一	滋野日出人 滋野哲夫

大分県教育委員会告示第四号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四十条の二第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる文化財保存技術を県選定保存技術に選定し、同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として認定する。

平成二十八年二月二十三日

大分県教育委員会

上欄	下欄
文化財保存技術	保持者
名称	氏名
屋根松皮づくり及び屋根松皮葺きの技術	山香正
	生年月日
	昭和二十四年一月十一日
	住所
	宇佐市大字北宇佐一五五一番地

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第一号

大分県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十八年二月二十三日											
大分県労働委員会会長 須賀陽二											
氏名	須賀陽二	現職及び前歴	大分県労働委員会会長公益委員 弁護士	委嘱年月日	平二二・二・九						
鈴木芳明	大分県労働委員会会長代理公益委員 大分大学経済学部教授	平二五・二・二六	関恵子	大分県労働委員会公益委員 元大分県大阪事務所長	平二八・二・九						
三浦恭子	大分県労働委員会公益委員 一級建築士	平二六・二・一二	深田茂人	大分県労働委員会公益委員 弁護士	平二八・二・九						
佐藤寛人	大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会会長	平二八・二・九	松尾竜二	大分県労働委員会労働者委員 新日鐵住金大分労働組合組合長	平二六・九・二四						
志賀慎二	大分県労働委員会労働者委員 日本郵政グループ労働組合大分連絡協議会議長	平二六・二・一二	藤本雅史	大分県労働委員会労働者委員 情報産業労働組合連合会大分県協議会議長	平二八・二・九						
太田美乃里	大分県労働委員会労働者委員 U A センセン大分県支部男女共同参画推進委員長	平二八・二・九	大塚伸宏	大分県労働委員会使用者委員 大分県経営者協会専務理事	平二二・二・九						

平成二十八年二月二十三日

大分県報（教育委告示・労働委告示）

赤松健一郎	大分県労働委員会使用者委員 三和酒類株式会社代表取締役会長	平二〇・二・一一
杉原正晴	大分県労働委員会使用者委員 大分交通株式会社代表取締役社長	平一四・二・一五
田北裕之	大分県労働委員会使用者委員 大分製紙株式会社代表取締役社長	平二〇・二・一一
馬場ヒロ子	大分県労働委員会使用者委員 日本連合警備株式会社代表取締役社長	平二二・八・二四
小嶋浩久	大分県労働委員会事務局長	平二六・四・一八
後藤大祐	大分県労働委員会事務局調整審査課長	平二六・四・一八

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第2号

警 察 署

駐在所報償金支給規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月23日

大分県警察本部長 松坂規生

第2条中「各号に掲げる」を「各号のいずれにも該当する」に改め、同条第1号中「同居する」を「同居し、かつ、就業していない」に改め、「であつて当該警察官の職務に協力している者」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 当該警察官の職務に協力している者

第3条第1項中「同居する配偶者又は親族」を「前条各号のいずれにも該当する者」に、「協力援助」を「協力」に、「別記様式」を「第1号様式」に改め、同条第2項中「を認定する」を「の認定をする」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条の見出しを「（報償金の減額等）」に改め、同条第2項中「協力援助できた」を

「駐在所業務に協力できた」に、「を減額して」を「からその半額を減じた額を」に改め、同条第3項中「第4条により定める金額の範囲内において、」を「全ての同居日数及び駐在所業務に協力できた日数を通算して」に改め、「支給する」の次に「ものとする」を加え、同条を第7条とする。

第5条を第6条とする。

第4条の見出しを「（支給額等）」に改め、同条中「予算の範囲内で別に定める」を「月額75,000円とする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 報償金の計算期間は月の初日から末日までとし、報償金の支給日は翌月の10日（その日が、休日（大分県の休日を定める条例（平成元年大分県条例第21号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下この項において同じ。）に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）とする。

第4条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（支給対象者の認定取消手続）

第4条 駐在所勤務員は、支給対象者が別居、長期療養その他の理由により第2条各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、あらかじめ駐在所業務協力者認定取消申請書（第2号様式）を警察署長に提出し、支給対象者の認定の取消しを受けるものとする。

2 警察署長は、前項の規定による提出を受け、当該申請書に記載された者が支給対象者としての要件を欠くと認める場合は、支給対象者の認定の取消しをするものとする。別記様式を次のように改める。

第1号様式 (第3条関係)

駐在所業務協力者認定申請書

年 月 日

警察署長
(階級) (氏名) 殿

申請者
警察署 (階級) (氏名) 警察官駐在所
(階級) (氏名) ㊦

駐在所報償金支給規程第3条第1項の規定により、下記のとおり駐在所業務協力者の認定を申請します。

記

駐在所の名称	
業 務 協 力 者	氏 名
	続 柄
	生 年 月 日
	性 別
	業務の追加経過年数等
備 考	

上記の者は、駐在所報償金支給規程第2条各号のいずれにも該当すると認められるので、同規程第3条第2項の規定により支給対象者として認定する。

年 月 日

警察署長 (階級) (氏名) ㊦

第1号様式の次に次の1様式を加える。

平成二十八年二月二十三日

大分県報 (警察本部訓令)

第2号様式（第4条関係）

駐在所業務協力者認定取消申請書

年 月 日

警察署長
(階級) (氏名) 殿

申請者
警察署 (階級) (氏名) ㊦
警察官駐在所 (階級) (氏名) ㊦

駐在所報償金支給規程第4条第1項の規定により、下記のとおり駐在所業務協力者の認定の取消しを申請します。

記

駐在所の名称	
業務協力者の氏名	
取消理由	

上記の者は、駐在所報償金支給規程第2条各号のいずれかに該当しないと認められるので、同規程第4条第2項の規定により支給対象者としての認定を取り消す。

年 月 日

警察署長 (階級) (氏名) ㊦

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年3月1日から施行する。
(経過措置)

2 この訓令による改正後の駐在所報償金支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後の分として支給する報償金から適用し、この訓令の施行の日前分として支給する報償金については、なお従前の例による。

公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

平成二十八年二月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事 業 名	着手年月日	完了年月日
県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業 (田原地区)	平二三・一〇・一	平二七・五・二七
県営防災ダム事業 (地震対策ため池) (大久保溜池地区)	平二五・一〇・九	平二八・一・二〇